

憲法改正の国民投票を見据えたシティズンシップ教育の試み 憲法第9条改正の検討を通じて

著者	乾 明紀
雑誌名	京都光華女子大学京都光華女子大学短期大学部研究 紀要
号	56
ページ	141-151
発行年	2018-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1108/00000922/

憲法改正の国民投票を見据えたシティズンシップ教育の試み

—憲法第9条改正の検討を通じて—

乾 明 紀

1. はじめに

2017年5月3日の憲法記念日、読売新聞朝刊の1面は、憲法改正（以下改憲）に意欲を燃やす安倍晋三首相（自民党総裁）の独占インタビューであった。施行70年の節目の年に掲載された首相（総裁）の発言内容は、これまでになく踏み込んだもので、「20年を新しい憲法が施行される年にしたい」と改正スケジュールを示した。また、改憲議論の中心であった9条については、「9条1項、2項をそのまま残し、そして自衛隊の存在を記述する」などと自らの考えを示した。

その後、森友学園問題で政権批判が高まり、改憲議論は一時低調となったが、同年10月に実施された第48回衆議院議員総選挙で与党自民党は大勝し、公明党と合わせて3分の2以上の議席を確保した。参議院では、すでに与党と改憲に前向きな日本維新の会などの議席数が3分の2を超えているため、2018年の自民党総裁選挙以降、改憲議論は本格化することが予想される。これまでも岸信介や鳩山一郎などが改憲を目指したが、「明文改憲」という高い壁を越すことはできなかった。果たして、岸の孫である安倍首相（総裁）は、この壁を超えることができるだろうか。

2018年時点、改憲に対する国民の意見は均衡している。朝日新聞の世論調査（2018年5月1日 朝日新聞デジタル）では、「変える必要がある」が44%、「変える必要がない」が49%であり、読売新聞の調査（2018年4月30日 読売新聞）では、「改正する方がよい」が51%、「しない方がよい」が46%である。

かつての55年体制下のような改憲をタブー視するような民意は減少している。改憲が合意争点化しつつある現在、主権者である国民は、憲法や政治に関するリテラシーを高めながら改正プロセスに積極的に関わる必要がある。なぜなら、民主主義に基づく憲法は、国民が憲法制定権力（制憲権）を持つからである。

しかしながら、学校教育での政治教育が脆弱だったわが国において、若者が統治のあり方や憲法を理解することは容易なことではない。政治教育の課題は、選挙権年齢が18歳に引き下げられた際に盛んに指摘された（例えば、小玉、2016、竹島、2016）。国民投票法では、投票日は発議から60日以降180日以内と定められており、有権者はこの期間内に改憲によって生じる統治機構や社会の変化を予測し、賛否の意思決定をしなければならない。マークシート式の試験問題とは異なり、国民投票に唯一の「正答」はなく、自ら情報を仕入れ、それを評価し、そして判断していく必要がある。国民投票は自由を前提にしているため、公職選挙法に比べ広告規制が緩い。このため、資金力のある陣営による扇動的なテレビコマーシャルも可能である。また、インターネット上でも様々な言説が飛び交うことが予想される。有権者はそれに抗する冷静さと真偽を見抜く力が必要になってくる。

このような政治空間に参加することとなる若者の政治リテラシーを育成していくことは喫緊の課題だといえる。そこで、筆者は所属する大学の初年次必修科目「シティズンシップ」（乾他、2017）に「国民主権と国民投票 憲法第9条改正の賛否を通して考える」というテーマを新たに加え、憲法改正という現実の政治に触れる機会を設けた。本稿は、筆者が実施したシティズンシップ教育としての憲法学習の内容とそれを通じた学生の意識変化をまとめ、教育プログラムとしての到達を確認することを目的とする。

2. 憲法第9条をめぐる政府解釈の変遷

日本国憲法をめぐる論争は様々あるが¹⁾、2018年3月25日に自民党が示した改憲項目は、次の4つである。
①安全保障に関わる「自衛隊」、②統治機構のあり方に関する「緊急事態」、③「一票の較差」と地域の民意反映が問われる「合区解消・地域公共団体」、④国

家百年の計たる「教育充実」である（「平成 30 年党運動方針」²⁾より）。この 4 項目のうち、現憲法制定以降、最も盛んに議論されているのは「自衛隊」であり、9 条である。

その理由は、9 条に書かれた内容と現実の安全保障政策の乖離にあるといえる。1946 年 11 月 3 日に公布され、翌年 5 月 3 日に施行された日本国憲法は、以下のマッカーサー 3 原則に従って起草された。

- ①天皇を国家元首とし、憲法による制約を受ける
- ②一切の戦争放棄および戦力不保持
- ③封建的諸制度の廃止

しかしながら、中国の共産化に危機感を抱いたマッカーサーは、1950 年 1 月に日本の自衛権を肯定（1950 年 1 月 1 日 朝日新聞「マ元帥・年頭の辞」）し、6 月に勃発した朝鮮戦争を契機に、吉田内閣に警察予備隊を設立させた（国会の審議を経ない「ポツダム政令」による設立）。警察予備隊は、保安隊を経て、54 年 7 月に自衛隊となるが、いずれの存在も 9 条との関係において大きな論争を呼んだ。この論争に対して、マッカーサーあるいは吉田内閣は明文改正を行わず、憲法解釈を徐々に変化させながら対応する道を選んだ。

54 年 12 月に誕生した鳩山内閣は、憲法改正を争点に総選挙を戦ったが、左右社会党が 3 分の 1 以上の議席を確保し、明文改正が実現することはなかった。56 年に発足した岸内閣も憲法調査会を設置し憲法改正を目指したが、日米安全保障条約の改定に伴う政治闘争の激化により実現しなかった。

60 年安保の政治闘争を目の当たりにした後継の池田内閣は、経済成長を優先政策とし、米ソ冷戦構造と

55 年体制下では憲法改正が実質的に検討されることはなかった。こうして、憲法における自衛隊の位置づけは、論争はあるものの「自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織」（2006 年 12 月 1 日の安倍首相答弁書より）であり、その行使には以下の 3 要件（旧 3 要件）³⁾ に制約されるという政府解釈が定着していくこととなる。

- ① わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ② この場合にこれを排除するためにはかの適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

このような政府見解に対し、自衛権を否定する立場も存在する（当初は政府も自衛権を否定していた⁴⁾）。さらに、自衛権を認めた場合でも行使態様によって自衛隊を合憲とする場合と違憲とする場合が存在する。このような自衛権に関する見解の相違を整理したものが図 1 である。

しかし、この政府解釈も 90 年代に入ると、米ソ冷戦と 55 年体制の終焉、さらには、湾岸戦争とそれに伴う集団安全保障体制への参加をめぐる議論の中で、新たな論争を呼ぶ。自衛隊の海外派遣に伴う武力行使や交戦権などの問題である。

自衛隊の海外派遣については、54 年 6 月 2 日の参議院本会議で「自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する」と決議されており、80 年代までは自民党政権においても自衛隊の海外派遣は慎重であった。海外派遣に積極姿勢だった中曽根首相も官房長官の後藤田正晴の反対

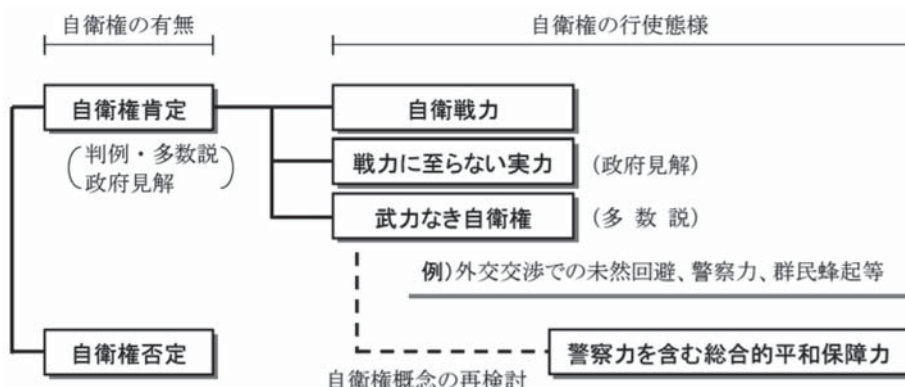


図 1：自衛権の有無・行使態様を巡る見解（衆議院憲法調査会事務局，2004）

により派遣を見送っている（大下，2014）。

しかし、国際協力分野における日本の貢献を求める内外の声を背景に、91年にはベルシャ湾に自衛隊が派遣され、92年には国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO協法力）が成立した。集団安全保障やPKOのための活動は、9条で禁止されている「武力行使」や「武力による威嚇」につながる恐れがある⁵⁾が、政府は自衛隊の「PKO参加5原則」⁶⁾を定め、この範囲であれば「武力行使」や「武力による威嚇」、さらには「他国の武力行使との一体化」に該当しないとした。

PKO参加は、自民党が社会党と新党さきがけと連立した94年の村山内閣でも継続され（社会党は自衛隊合憲、日米安保条約堅持と政策転換）、その後、2001年のテロ特措法や03年のイラク復興特措法の成立などにより自衛隊の海外活動の実績が積み重なっていった。

自衛隊の海外派遣が常態化していく中、06年に第1次安倍内閣が誕生した。安倍首相は、「美しい国、日本。」や「戦後レジームからの脱却」を掲げ、集団的自衛権を可能とする憲法解釈（解釈改憲）を目指した。それまでの政府見解は、憲法で認められる自衛権の範囲は必要最低限度であり、集団的自衛権はそれを超えるものである⁷⁾としていたが、安倍首相の諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は、9条は「国際法上我が国が固有の権利として有する集団的自衛権の行使及び国連憲章に基づく集団安全保障措置への参加を明文上禁ずるものではない」（第1次報告書）とした。

この提言は、安倍首相の退陣により棚上げされたが、民主党政権を経て安倍首相が政権に返り咲くと、再び安保法制懇を設置し、提言（第2次報告書）に基づく法整備を目指した。安倍内閣が提出した、集団的自衛権の行使と自衛隊の海外での活動範囲を広げる安全保障関連法案は、衆院憲法審査会にて憲法学者（自民党・公明党・次世代の党推薦の長谷部恭男、民主党推薦の小林節、維新の党推薦の笹田栄司）から違憲と指摘され、さらには、大学生を中心に結成されたSEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動）らの国会前デモなどにより厳しく批判されたが、与党の賛成多数をもって15年9月に成立した。これにより自衛隊は集団的自衛権を行使することが可能となった。

以上が、憲法9条をめぐる政府解釈の大まかな変遷である。

3. 授業の中に創り出した仮想「国民投票」プロセス

憲法9条をめぐる政府解釈の変遷を概観したが、解釈がこれほどまでに変化すれば、法学を学んでいない学生や一般の市民が憲法を正しく理解し、政策や法律に対して違憲合憲の判断を下すことは容易ではない。憲法解釈を政治エリートだけのものにしないためにも国民投票で信を問ひ、明文改憲を目指すことに筆者は賛成である。改憲案（条文）が提示され、それに対して様々な識者が意見を表明し、国民的議論を経て国家の方向性が決まっていく。このような政治プロセスへの参加は国民の権利であり、この経験が国民を真の主権者にしていくと考える。

本取り組みでは、そのような政治プロセスへの参加場面を3回の授業という短い期間であるが創り出し、主権者としてのリテラシーを養成しようとするものである。このため、この授業は一方通行の講義形式ではなく、「論争的問題」を学生に投げかけ、情報提供を繰り返す授業運営をしている（授業運営の詳細は、乾他（2017）を参照されたい）。

図2はその授業内容である。図中の【】は、学生に問い掛けた質問（主なもの）である。この問いかけに対して学生は、オーディエンスレスポンスシステムである「クリッカー」⁸⁾で選択肢を回答し、その結果は瞬時に教室内で共有される。また、その選択理由などをワークシートに記載し、その上で隣の学生と共有・対話するというペアワークの時間も設けた。

なお、各クラスの概要は表1の通りである。受講生が多様な価値に出会えるよう専攻が異なる学生が混在するようにクラス分けをおこなっている。

表1：各クラスの概要

クラス名	学年	セメスター	登録者数	学科・専攻数
a	1	前期	54	3
b	1	前期	62	2
c	1	前期	61	2

<本テーマ1 講目 (第10 講)>

憲法クイズ① (表2・3), 憲法改正の手続き, 自民党の改憲4 項目, 憲法クイズ② (表4), 国民主権 (絶対王政から法の支配へ, ロックやホブスの社会契約論, 立憲民主主義)

<本テーマ2 講目 (第11 講)>

(b クラス)

【9 条改正賛否確認① (図4)】, 憲法9 条, 2012 年自民党草案と2017 年の首相提案, 【9 条と自衛隊の関係① (表8)】, 9 条成立背景 (パリ不戦条約, 国際連合憲章, ポツダム宣言, 日本の降伏, マッカーサーノート), 日本国憲法前文と9 条の関係, 1 項の主な解釈, 【1 項に対する解釈確認 (表7)】, 2 項の主な解釈, 【9 条と自衛隊の関係② (表8)】, 2006 年の政府見解, 憲法9 条と解釈の変遷 (冷戦, マッカーサーが日本の自衛権承認, 朝鮮戦争, ポツダム政令による警察予備設置, サンフランシスコ講和会議 (主権回復), 自衛隊の設立), 解釈改憲, 【解釈改憲に対する意見確認 (表9)】, 自衛権 (個別的自衛権, 集団的自衛権, 集団安全保障), 9 条と自衛隊に関する主な憲法解釈, 【9 条改正の是非と自衛隊に関する学生の解釈確認① (表12)】, 【9 条改正賛否確認② (図4)】

(a・c クラス)

【9 条改正賛否確認① (図4)】, 憲法9 条, 2012 年自民党草案と2017 年の首相提案, 【9 条と自衛隊の関係① (表8)】, 1 項の主な解釈, 【1 項に対する解釈確認 (表7)】, 2 項の主な解釈, 2006 年の政府見解, 世界第8 位の防衛費, 9 条の英文, 【9 条と自衛隊の関係② (表8)】, 9 条成立背景 (パリ不戦条約, 国際連合憲章, ポツダム宣言, 日本の降伏, マッカーサーノート), 憲法9 条と解釈の変遷 (冷戦, 中国の共産化, マッカーサーが日本の自衛権承認, 朝鮮戦争, ポツダム政令による警察予備設置, 自衛隊の設立), 解釈改憲, 【解釈改憲についての印象 (表9)】, 自衛権 (個別的自衛権, 集団的自衛権, 集団安全保障), 9 条と自衛隊に関する主な憲法解釈, 【9 条改正の是非と自衛隊に関する学生の解釈確認① (表12)】, 【9 条改正賛否確認②】

本テーマ3 講目 (第12 講)

【9 条改正賛否確認③ (図4)】, 1 講目・2 講目の復習, SEALDs, 安全保障法制, 朝日新聞憲法学者アンケート, 識者の見解 (木村草太, 9 条の会, 今井一, 井上達夫), 政党の見解 (自民党, 共産党, 立憲民主党), 階層分析法 (AHP) による意思決定支援, 【9 条改正賛否確認④ (図4)】, 【AHP で最も優先した判断基準確認 (表11)】, 【9 条改正の是非と自衛隊に関する学生の解釈確認② (表12)】, 【模擬国民投票 (表10)】

図2: 授業内容 (「国民主権と国民投票 憲法第9 条改正の賛否を通して考える」をテーマとした3 講)

本テーマの初回授業では, 学生の憲法に関する知識・関心の確認と向上を目的に「憲法クイズ」を実施した。その後, 絶対王政から立憲主義・法治主義・民主主義といった政治原理が誕生する経緯をイラストや図を用いて解説した。イラストや図を用いたのは, 知識を暗記するのではなく, 近代憲法や「法による支配」が意味する国民と国家の関係性を理解することに重点を置いたからである。

2 講目は, 9 条改正賛否の問い掛けから授業に入り, これを考えるための日本国憲法の制定経緯や9 条に関する主な解釈 (芦部, 2015), 国際情勢の変化と自衛

隊の設立経緯などを紹介した。

3 講目も9 条改正賛否の問い掛けから授業に入り, 安全保障法制の成立による憲法解釈の変化, それに対する反対運動や憲法学者の意見, 9 条改正についての識者や政党の見解を紹介した。情報提供はここまでとし, 学生の意思決定を支援するために階層分析法 (AHP)⁹⁾ を実施した (図3)。なお, AHP では, 判断基準を, 「非暴力・非服従」, 「自衛権肯定」, 「立憲主義堅持」, 「紛争介入肯定」の4 つとした (各基準の定義は図3 に示す)。

学生は, このAHP の結果も参考にしながら9 条改

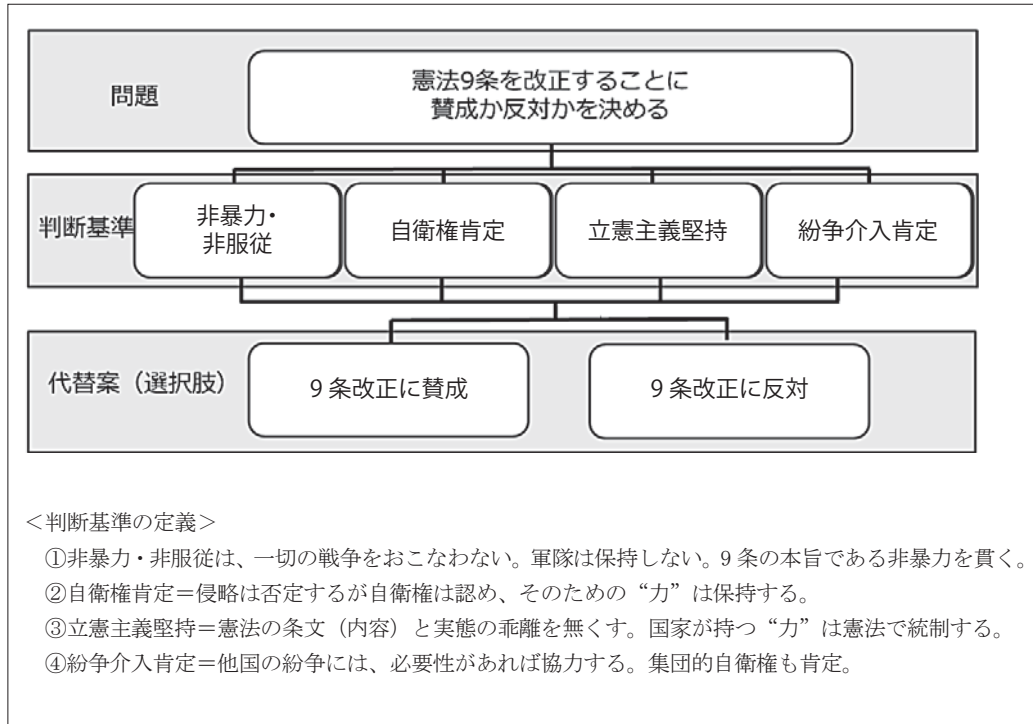


図3：9条改正の賛否の意思決定をするための階層図と判断基準の定義

正に対する賛否意見を定め、その後、「模擬国民投票」に一票を投じた。模擬国民投票は、自民党で有力案とされる以下の条文（2018年3月22日 朝日新聞デジタル）を示し、その賛否についてクリッカーで意思表示することとした。

第9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

4. クリッカーによる学生の回答¹⁰⁾

(1) 憲法に関する知識や関心

1 講目の授業では、学生の憲法に関する知識・関心の確認と向上を目的に、いくつかの質問を「憲法クイズ」と称して実施した。その質問の一部と回答を表2, 3, 4に示す。日本国憲法成立の経緯を理解している

学生は、最も多いクラスで58.2%であり、最も低いクラスは45.2%であった（表2）。また、改正回数については8割の学生が正しく認識しておらず、各クラスとも3回と回答する学生が最も多かった（表3）。

また、憲法の機能については、「国家の権力を制限」と正しく回答した学生は、aクラスの50.0%が最も多く、cクラスは「国民規範（国民のあり方）を提示」するものだと誤答した学生が48.3%であった（表4）。

この結果からは、高校までの学習において、憲法への理解が十分深まっていないことが伺える。

さらに、3 講目の授業では安全保障関連法案に対して国会デモなどで反対運動をおこなったSEALDsの認知度を確認した（表5）。8割以上の学生が「知らない」と回答し、2018年度入学の学生にとって縁遠い存在であったことがわかる。SEALDsが国会デモなどおこなった2015年当時、学生の多くは高校1年生であったが、安全保障関連法案を巡る与野党の激しい対立や反対運動について、学生たちの多くが関心を持っていなかったことがわかる。

一方、第1講の冒頭に国民投票への参加意欲を尋ねたところ、およそ8割の学生が「絶対行くと思う」あるいは「予定がなければ行くと思う」と回答した（表6）。これまでの授業内容（原発再稼働の是非や消費税

表 2：日本国憲法の制定に最も影響のあったものに対する学生の回答

クラス名	N	大正天皇の崩御	太平洋戦争の敗戦	大日本帝国憲法が 時代に合わなくなったこと	関東大震災	明治維新
a	42	4.8%	45.2%	28.6%	0.0%	21.4%
b	55	3.6%	58.2%	20.0%	1.8%	16.4%
c	58	0.0%	58.6%	10.3%	3.5%	27.6%

表 3：日本国憲法の改正回数に対する学生の回答

クラス名	N	0回	1回	3回	5回	7回
a	40	12.5%	15.0%	45.0%	17.5%	10.0%
b	55	14.6%	16.4%	43.6%	21.8%	3.6%
c	58	19.0%	10.3%	34.5%	27.6%	8.6%

表 4：憲法機能に対する学生の回答

クラス名	N	個人の自由を制限	個人の権利を制限	国家の権力を制限	国民規範（国民のあり方）を提示
a	42	2.4%	2.4%	50.0%	45.2%
b	55	3.6%	12.7%	43.6%	40.0%
c	58	3.5%	6.9%	41.4%	48.3%

表 5：SEALDs の認知度

クラス名	N	何をしていたのか 知っている	名前は 聞いたことがある	知らない
a	45	4.4%	13.3%	82.2%
b	58	0.0%	5.2%	94.8%
c	55	0.0%	14.6%	85.5%

表 6：憲法改正国民投票に対する学生の参加意欲

クラス名	N	絶対行くと 思う	予定がなければ 行くと 思う	恐らく 行かないと 思う	絶対 行かないと 思う
a	42	40.5%	42.9%	14.3%	2.4%
b	52	32.7%	50.9%	14.6%	1.8%
c	58	39.7%	39.7%	17.2%	3.5%

増税の是非などをテーマに、すでに9回の授業をおこなっている）も影響している可能性もあるが、学生の国民投票への関心は、決して低いとは言えない。

(2) 憲法9条と自衛隊に関する憲法解釈

2講目の授業では、論争のある9条解釈について検討した。まず、9条1項の「戦争放棄」に対する主な解釈（芦部，2015）を紹介し、次に学生の意見を確認

した。その結果は表7に示す。a・bクラスは、「放棄しているのは侵略戦争」と回答した学生が多数であった。対して、cクラスは、「放棄しているのは全ての戦争」だと回答した学生が多数であった。

続いて9条2項の「戦力」について検討した。情報提供前後の学生の意見変化を表8に示す。提供した情報は、まず条文に示された戦力に関する主な解釈（芦部，2015）である。bクラスは、ここで自衛隊が合憲

か違憲かを問うた。a・cクラスでは、自衛隊は、戦車、戦闘機、軍艦などを保持し、世界第8位の軍事費（防衛費）で維持されていることも伝えた。また、9条2項の英文では、「陸海および空軍、それと同様にその他の戦争をする潜在的な力は、保持しない」(land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained.)と表現されていることと、自衛隊の英語表記が“the Self-Defense Forces”であることも伝えた。

情報提供の結果、「わからない」と回答する学生が減り、合憲・違憲のいずれもが増加したが、全クラスで合憲だと考える学生が過半数を占めた。また、9条1項の解釈で「放棄しているのは侵略戦争」だと回答した学生が61%と最も多いaクラスは、自衛隊を合憲だとする学生が70.7%となり最も多かった。一方、「放棄しているのは全ての戦争」だと回答した学生が57.1%ともっとも多いcクラスでは、自衛隊を違憲だと考える学生が、29.1%と全クラス中最も多かった。

さらに2講目の授業では、9条の解釈が複雑になっ

た要因を伝えるために、ポツダム宣言受諾から日本国憲法および9条が成立する過程を説明した。また、朝鮮戦争以降の安全保障環境の変化と明文改憲を伴わない自衛隊の設立の経緯を解説した。この際に、解釈改憲による政府対応についてその是非を尋ねた。結果を表9に示す。学生の7割が、自衛隊を合憲だと考えるaクラスは、解釈改憲に「違和感を感じる／おかしいと思う」と回答した学生が最も少なく48.7%であった。一方、自衛隊を違憲とする学生が3割近くまで増えたcクラスは、学生の7割が解釈改憲に違和感を感じていた。

(3) 模擬国民投票の結果とその判断基準

3講目の授業では、すでに述べたように、自民党の改憲案として有力視されている条文を提示し、その賛否の意思表示をすることを「模擬国民投票」と称し実施した。なお、提示した改憲案に際して、解説は一切行わなかった。模擬国民投票の結果を表10に示す。aクラスは僅かに賛成が多く52.2%であった。bクラス

表7：9条1項に対する学生の解釈

クラス名	N	放棄しているのは侵略戦争	放棄しているのは全ての戦争
a	41	61.0%	39.0%
b	45	53.3%	46.7%
c	56	42.9%	57.1%

表8：自衛隊と9条との関係に対する学生の回答

クラス名	事前事後	N	違憲だと思う	違憲だと思わない	わからない
a	前	41	14.6%	39.0%	46.3%
	後	41	22.0%	70.7%	7.3%
b	前	49	12.2%	53.1%	34.7%
	後	46	15.2%	60.9%	23.9%
c	前	57	12.3%	54.4%	33.3%
	後	57	29.1%	58.2%	12.7%

表9：解釈改憲に対する学生の考え

クラス名	N	問題ないと思う／良いと思う	違和感を感じる／おかしいと思う	わからない
a	39	28.2%	48.7%	23.1%
b	43	18.6%	51.2%	30.2%
c	53	13.2%	71.7%	15.1%

は反対が僅かに多く 50.9%であった。c クラスは賛成がやや多く 64.2%となり、全クラス中最も差が開いた。以上の結果を合算すれば、賛成 55.1% 反対 44.9%となり、提示された条文に憲法 9 条が改正されることになる。

模擬国民投票の直前に AHP（階層分析法）にて 9 条改正の是非を確認する機会を設けた。これにより学生は、自らの考えの傾向を数値化して確認することができる。AHP を実施する際に、学生が最も優先した判断基準を表 11 に示す。クラスによって大きな差異はなく、全クラスで「自衛権肯定」が僅かに多く、僅差で「非暴力・非服従」であった。本稿では深く検討することはできないが、学生が「自衛権肯定」を重視する背景には、北朝鮮や中国に対する軍事的不安が大きいのではないだろうか。一方、「非暴力・非服従」を選択する背景には、9 条を変えることへの不安があるのかもしれない。いずれにせよ、この 2 つの価値が均

衡していた。

9 条改正の模擬国民投票の際に、賛否の決め手となるのは、自衛権と自衛隊に対する考え方であろう。9 条改正の是非と自衛隊について、2 講目の授業後半と 3 講目の模擬国民投票の直前に確認した。この結果を表 12 に示す。

最終的に a クラスは、「個別的自衛権の範囲で自衛隊が合憲となるように憲法 9 条改正」をすべきと考える学生が 39.1% と最も多く、次が「個別的自衛権の範囲で自衛隊は合憲、憲法 9 条堅持」の 21.7% であった。b クラスは、「個別的自衛権の範囲で自衛隊は合憲、憲法 9 条堅持」と考える学生が 51.7% と過半数を占めた。c クラスは、「個別的自衛権の範囲で自衛隊が合憲となるように憲法 9 条改正」をすべきと考える学生が 35.3% と最も多く、「自衛隊は違憲、憲法 9 条堅持」と「個別的自衛権の範囲で自衛隊は合憲、憲法 9 条堅持」と考える学生が、それぞれ 21.6% であった。

また、「個別的自衛権の範囲で自衛隊は合憲、憲法 9 条堅持」と「個別的自衛権の範囲で自衛隊が合憲となるように憲法 9 条改正」と回答した学生を合算すると、a クラスが 60.8%、b クラスが 77.6%、c クラスが 56.9% であった。これらの意見は、自衛隊の活動は個別的自衛権の範囲内に制限すべきだとするものである。この結果に限っていえば、安倍政権が進める改憲

表 10：模擬国民投票の結果

クラス名	N	賛成	反対
a	46	52.2%	47.8%
b	57	49.1%	50.9%
c	53	64.2%	35.9%
全体	156	55.1%	44.9%

表 11：AHP の際に学生が最も重視した価値基準

クラス名	N	非暴力・非服従	自衛権肯定	立憲主義堅持	紛争介入肯定
a	45	42.2%	44.4%	8.9%	4.4%
b	58	43.1%	44.8%	8.6%	3.5%
c	53	43.4%	49.1%	3.8%	3.8%

表 12：9 条改正の是非と自衛隊についての考え方

クラス名	授業回	N	自衛隊は違憲、 憲法 9 条堅持 (自衛隊解体?)	個別的自衛権 の範囲で自衛 隊は合憲、 憲法 9 条堅持	個別的自衛権 の範囲で自衛 隊が合憲にな るように憲法 9 条改正	集団的自衛権 も認め自衛隊 が合憲になる ように憲法 9 条改正	自衛隊を 軍隊にする 憲法改正	その他	わからない
a	2	41	4.9%	22.0%	34.2%	31.7%	0.0%	0.0%	7.3%
	3	46	13.0%	21.7%	39.1%	19.6%	0.0%	2.2%	4.4%
b	2	45	2.2%	48.9%	31.1%	15.6%	0.0%	0.0%	2.2%
	3	58	6.9%	51.7%	25.9%	6.9%	1.7%	1.7%	5.2%
c	2	57	1.8%	24.6%	35.1%	28.1%	5.3%	1.8%	3.5%
	3	51	21.6%	21.6%	35.3%	13.7%	2.0%	2.0%	3.9%

の方向性や自衛隊の運用は否定されたことになる。

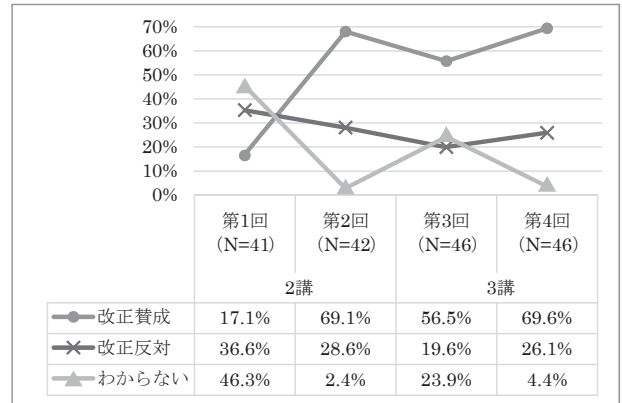
最後に、各クラスの9条改正に対する賛成・反対意見の推移を図4に示す。aクラスは、当初は「わからない」と回答する学生が最も多く46.3%であったが、最終的には賛成意見が最多となり、69.6%の学生が改正に賛成すると回答した。対して、反対の割合は、36.6%から26.1%に減少した。bクラスは、改正に反対する学生が終始多数を占めていたが、その割合は53.1%から63.8%に増加した。一方、改正に賛成する学生の割合も12.2%から34.5%に増加した。cクラスは、当初「わからない」と回答した学生の割合が49.1%と最多であったが、賛成と反対については比較的均衡していた。その後、賛成の割合が大幅に増加し、64.8%の学生が賛成した。また、改正に反対する学生の割合は、29.8%から35.2%に微増した。

このように2回の授業を通して、9条改正に関する学生の意識は変化した。変化の傾向は、クラスによって異なり、ここから分析を加えることは困難であるが、「わからない」と回答する学生がほとんどいなくなった。学生たちは政治への消極的中立を脱し、自らの認識と価値基準に従って政治的判断を下したといえる。

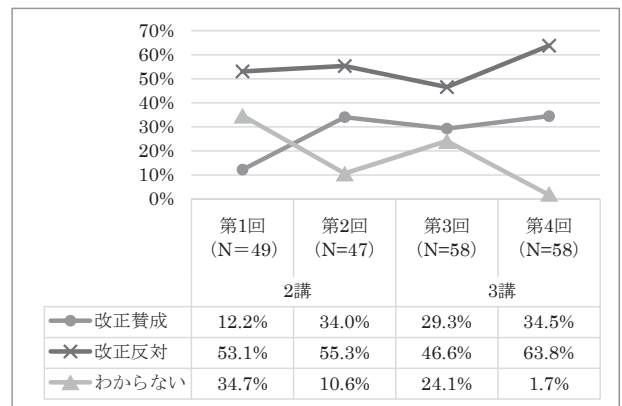
5. まとめ

本取り組みで実施した模擬国民投票の結果では、aクラスが改憲、bクラスは否決、そしてcクラスが改憲であった(表10)。このように各クラスで結果が異なったが、全員の投票結果を合算すれば、過半数の賛成により憲法は改正されることとなる。安倍首相や自民党にとって、鳩山・岸以来の悲願達成である。

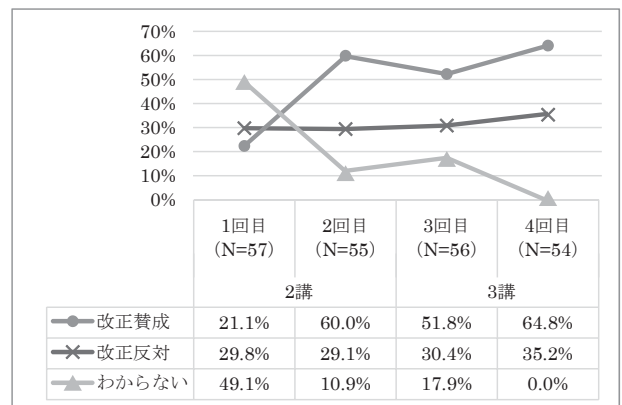
しかし、既に述べたように、学生の民意は、個別的自衛権の範囲内で自衛隊を合憲とするところにもある(表12)。こちらの意見を重視すれば、学生は集団的自衛権の行使まで望んでいない。今回提示した改正案は、個別的自衛権に限定されることも集団的自衛権が行使可能となることも書かれていない。学生はこれをどのように理解したのだろうか。安倍政権の憲法解釈は集団的自衛権容認であり、すでに安全保障法制では自衛隊の集団的自衛権行使を認めている。自衛権を個別的自衛権に限定したいと考えるならば、それを憲法に盛り込み、国家を統制する必要がある。模擬国民投票に賛成した学生の多くは、このことに気づいていた



(a) aクラス



(b) bクラス



(c) cクラス

図4 各クラスにおける9条改正に対する賛成・反対意見の推移

のだろうか。今回の模擬国民投票では、改憲案に対する解説を一切行わなかった。このために一貫性のある判断ができなかったのであれば、現実政治の情報を統合して判断する力の未熟さが、模擬国民投票の結果を左右したことになる。

もっとも学生は、安倍政権の意向を承知の上で、憲

法改正に賛成した可能性もある。学生が重視した判断基準で最も多かったものは、「自衛権の肯定」であった(表11)。模擬国民投票をおこなった2018年6月は、米朝首脳会談によって朝鮮半島の緊張が少し和らいだ時期ではあったが、核やミサイルに対する懸念は残されたままであった。このような安全保障上の不安を解消するために、迷いながらも集団的自衛権もやむなしと判断したのかもしれない。

一方、自衛権を肯定する学生とほぼ同じ割合で、「非暴力・非服従」の価値観を重視する学生が存在する。この学生たちは、九条の本旨を大切に、戦力保持や交戦権の行使に慎重な立場である。近年、若者の右傾化を危惧する声もあるが、ナショナリズムの熱狂や自衛隊の過度な海外派遣に警笛をならす貴重な存在であるともいえる。

さて、「国民主権と国民投票 憲法第9条改正の賛否を通して考える」というテーマで実施した全3回の授業は、期間中に「大阪府北部地震」(2018年6月18日に発生)の影響で出席できなかった学生や休講(翌週に授業延期)となったクラスもあったが、学生には主権者として憲法や安全保障政策に向き合ってもらった。この授業で学んでほしかったことは、憲法9条をどのように解釈するのかということではなく、国内外の情勢や歴史的経緯などを踏まえながら国家の針路を決めていくという主権者としての態度である。授業の中に作り出した仮想国民投票プロセスは、その育成のための空間である。ここでは、憲法改正(9条改正の是非)という大きな論点に答えるために必要な下位水準の論点や情報も提示しながら、段階的に政治的リテラシーの養成を目指した。先にも述べたように、学生の中には一貫性のある判断を下せなかった者もいたが、9条改正の賛否を判断できないと回避する学生は、ほとんどいなくなった(図4)。このことは、政治的リテラシーの向上を示す結果といえる。

憲法改正という難しいテーマに初めて取り組んだが、政治的リテラシーを育成するための新たなプログラムが出来上がった。今後は本稿で示した到達を起点とし、より学修効果の高いシティズンシップ教育を目指していきたい。

謝辞

ここで紹介した科目「シティズンシップ」の授業開発と運営に際し、貴重なご意見をいただき、この科目を一緒に運営いただいた加藤千恵先生、高野拓樹先生、朝倉眞一先生、三木俊和先生に心より感謝申し上げます。

注釈

- 1) 衆議院憲法審査会のホームページなどを参照されたい。
- 2) 自民党大会のホームページにて「平成30年党運動方針」を参照されたい。
- 3) 「平成25年防衛白書」自衛権発動の要件参照
- 4) 衆議院本会議(1946年6月26日)における吉田茂首相答弁「戦争抛棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定ハシテ居リマセヌガ、第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス」
- 5) 衆議院安全保障委員会(1988年5月14日)における秋山収内閣法制局第一部長答弁
- 6) 「PKO参加5原則」は外務省のホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/q_a.html)を参照されたい。
- 7) 稲葉誠一衆議院議員提出質問主意書に対する答弁書(1981年5月29日)
- 8) クリッカーとは、受講生が端末(反応ボタン)を持ち、多肢選択型問題に回答すると、即座に各受講生の反応や各選択肢の反応率、正答などを受講生に提示できるICTシステムである。
- 9) 階層分析法(以下AHP)については、刀根(1986)や加藤(2013)を参照されたい。
- 10) 各表は、小数点第2位以下を四捨五入したため合計が100%にならないものもある。

引用文献

- 芦部信喜・高橋和之補訂(2015)「憲法 第6版」岩波書店
 乾明紀・高野拓樹(2017). 論争的問題を導入した主

- 権者教育の試み－2016年度 京都光華女子大学初年次必修科目「シチズンシップ」の取組み－. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部研究紀要, 55, pp11-20
- 大下英治 (2014)「内閣官房長官秘録」イースト・プレス
- 加藤豊 (2013)「例解 AHP：基礎と応用」ミネルヴァ書房
- 小玉重夫 (2016)「教育政治学を拓く 18歳選挙権の時代を見すえて」勁草書房
- 衆議院憲法調査会事務局 (2004)「『憲法第9条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的自衛権』に関する基礎資料」, 安全保障及び国際協力当為に関する調査小委員会 (平成16年2月5日参考資料)
- 竹島博之 (2016). 意識調査から見た有権者教育の射程と限界. 日本政治学会編「政治と教育」木鐸社
- 刀根薫 (1986)「ゲーム感覚意思決定法」日科技連出版社

参考文献

- 青井未帆 (2016)「憲法と政治」岩波書店
- 伊勢崎賢治 (2015)「新国防論 9条もアメリカも日本を守れない」毎日新聞出版
- 井上達夫・小林 よしのり (2016)「ザ・議論!『リベラル VS 保守』究極対決」毎日新聞出版
- 今井一 (2005)「9条を変えるか変えないか 憲法改正・国民投票のルールブック」現代人文社
- 今井一 (2015)「『解釈改憲＝大人の知恵』という欺瞞」現代人文社
- NHK 編・林修三・小林直樹・色川大吉・江藤淳 (2005)「憲法論争」日本放送出版協会
- 木村草太・青井未帆・柳澤協二・中野晃一・西谷修・山口二郎・杉田敦・石川健治 (2018)「『改憲』の論点」集英社
- 篠田英朗 (2013)「平和構築入門 – その思想と方法を問い直す –」筑摩書房
- 樋口陽一・小林節 (2016)「『憲法改正』の真実」集英社
- 柳澤協二・伊勢崎賢治・加藤朗 (2017)「新・日米安保論」集英社

